

要申請

障がいのある方がお使いの

軽自動車（種別割）の減免制度のお知らせ

申請期限

令和7年5月20日（火）まで

障がいのある方がお使いの軽自動車にかかる軽自動車税（種別割）は、申請によって減免になる場合があります。
令和7年度課税分の減免申請書提出期間は令和7年4月1日（火）から令和7年5月20日（火）です。

申請はこれまでとおり毎年必要となります。

1. 減免の対象となる軽自動車等

軽自動車等の所有者	運 転 者	車 両 の 用 途
障がい者本人	障がい者本人	制限なし
	生計を一にする方	障がい者のための交通手段として使用されること
	常時介護する方	主として障がい者の通園通学、通所又は生業等の利用に供していること
生計を一にする方	障がい者本人	制限なし
	生計を一にする方	障がい者のための交通手段として使用されること

※減免の対象となる軽自動車は、お持ちの自動車（普通自動車等を含む。）のうち1台です。

※減免の対象となる軽自動車等は原則、「障がい者本人」が所有する車両です。障がい者本人の所有する軽自動車等がない場合に限り、「生計を一にする方」が所有する軽自動車対象となる場合があります。

※所有権留保車両の場合は、使用者が納税義務者となります。

2. 減免の対象となる障がいの範囲

▶ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方で、下表の障がいを有する方

(1) 身体障害者手帳

障がいの区分		障がいの級別	
		障がい者本人が 運転する場合	生計同一又は 常時介護者が運転する場合
視覚障害		1級から3級、 4級の1	同左
聴覚障害		2級、3級	同左
平衡機能障害		3級	同左
音声機能障害		3級 (咽頭摘出による場合に限る)	—
上肢不自由		1級、2級	同左
下肢不自由		1級から6級	1級から3級
体幹不自由		1級から3級、5級	1級から3級
乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級、2級 (1上肢のみの場合を除く)	同左
	移動機能	1級から6級	1級から3級 (1下肢のみの場合を除く)
心臓機能障害		1級、3級、4級	同左
腎臓機能障害			
呼吸器機能障害			
膀胱または直腸の機能障害			
小腸の機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級から3級	同左
肝臓機能障害		1級から4級	同左

申請に必要なもの

- 軽自動車税（種別割）
減免申請書
- 運転免許証の写し
- 障がい者手帳の写し
身体障害者手帳
精神障害者保健福祉手帳
療育手帳

次のいずれかに該当する場合は、
減免を受けることができます。

- 戦傷病者手帳の交付を受けている方
- 身体障がい者等の利用に
専ら供するため車椅子の
昇降装置・固定装置又は
浴槽を装着する等の特別
の仕様に製造された軽自
動車等をお持ちの方

(2) 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

手帳の種類	障がいの級別	
	障がい者本人が 運転する場合	生計同一又は 常時介護者が運転する場合
精神障害者保健福祉手帳	1級	同左
療育手帳	A	同左

詳しくは
町のホームページを
ご覧ください。
(4月中掲載予定)



お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課 税務係（電話：08514 - 6 - 0103）

要申請

U・Iターン者の就業 および 職場体験に係る費用を支援します！

移住支援金の助成や専門職への一時金支給、 職場体験の支援制度が一本化され、内容にも変更があります

U・Iターン者の増加と雇用者確保を図るため、法人が実施する職場体験に参加する者や町内に新規就業者として移住しようとする方の準備や移住にかかる経費、また、就労継続に対する支援を行うため、就業支援金を交付します。

■ 交付対象者および交付内容

項 目	対 象 者	内 容
① 引越し経費支援	U・Iターン者 ※ 転入後 24 か月以内に法人に週 32 時間以上勤務する職員として就労し、3 か月以上の継続した就労した者 同一世帯に支援対象者が 2 名以上いる場合は、1 名のみを支援対象者とする。	町内に移住し、就業しようとする方の負担を軽減するため、移住に係る費用（旅費・引越費用・車両運送費・家電購入取付費用）に対して支援 ● 費用の合算額を上限 15 万円 要領収書
② 就労継続支援	町内にある福祉事業所に初めて従事する以下の者 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・看護師 ・作業療法士 ・理学療法士 ・保育士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・管理栄養士	町内に移住し、法人に転入後 2 か月以内に正規職員として就労した方を対象に就労継続支援金を助成。支援金は法人に就労した月から満 12 か月毎に 12 万円を交付し、支援金の上限は 36 万円。
③ 職場体験支援	法人が実施する職場体験に参加する者	町内の法人が実施する職場体験に参加するにあたって要する交通費と宿泊費の一部を助成 ① 交通費：町の規定により算出 ② 宿泊費：上限 11,000 円 / 泊（10 泊まで） 要領収書

■ 申請手続き

対象となる方へ

それぞれの支援金の要件を満たした方は、役場 政策企画課（庁舎 2 階）にて手続きをしてください。

「①引越し経費支援」「③職場体験支援」に関しては申請額の根拠となる対象経費に係る領収書が必要となりますのでご持参ください。

各種申請書類をデータでお渡しすることも可能ですので、ご希望の方は以下お問い合わせ先までご連絡ください。

事業所の方へ

事業所の方は、雇用に伴い移住する方に制度の概要をお伝えいただき、また、「①引越し経費支援」を活用される方には対象経費に係る領収書の保管を依頼していただきますようご協力をお願いします。

申請書類のデータをお渡し可能です
下記のお問い合わせ先へご連絡ください



お問い合わせ先：西ノ島町役場 政策企画課

電 話：08514 - 6 - 0028

メール：seisaku@town.nishinoshima.shimane.jp